

福山市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長、福山市教育委員会教育長及び福山市公平委員会委員長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2023年（令和5年）9月29日

福山市監査委員 林 浩 二

福山市監査委員 山 下 清

福山市監査委員 池 上 文 夫

福山市監査委員 連 石 武 則

## 2022年度（令和4年度）監査における指摘事項の措置通知

市長公室

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>情報発信課</p> <p>ふるさと納税に係る事務について</p> <p>当該事務は、福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）制度の実施に当たって、ふるさと納税ポータルサイトを基幹とした寄附の募集、返礼品等の開発・発送、広報活動等を行うものである。寄附金の収納に当たっては地方自治法に基づく指定納付受託者制度等を活用している。</p> <p>ポータルサイトの運用代行等業務は委託により実施しており、業者選定に当たっては、前年度の契約に際して、応募者から提出された企画提案書等を審査し、選定した事業者と随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 指定納付受託者制度の運用に当たっては、福山市会計規則に基づく契約を締結するなど、適正な実施に努められたい。</p> <p>② ポータルサイトの運用代行等業務の委託契約に当たっては、福山市契約規則等に基づき必要事項を契約書に明記するとともに、履行確認において、完了報告に算定誤りが見受けられたため、受託者と連携して適切な履行、検査の実施体制を構築されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2023年度（令和5年度）の契約に当たっては、関係機関等と協議し、指定納付受託者制度の運用が適切であることを確認した。引き続き、福山市会計規則を踏まえて、適正な実施に努めていく。</p> <p>② ポータルサイトの運用代行等業務の委託契約に当たり、契約保証金をはじめとする福山市契約規則等に定める記載事項を契約書に明記した。</p> <p>履行確認においては、受託者と連携して履行のチェックリストを作成し、検査の実施体制を構築した。引き続き、適切な検査を実施する。</p>

## 2022年度（令和4年度）監査における指摘事項の措置通知

総務局 総務部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>情報管理課</p> <p>現金取扱事務について</p> <p>当該事務は、公文書の写しの交付等に係る費用、図録等売払代金等の収納業務に関わる現金を取り扱うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>現金取扱事務に当たっては、出納金整理簿の一部不備や指定金融機関等への払込みの一部遅延があったため、福山市会計規則等に基づき、適正に処理された。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>出納金整理簿による適切な収支の整理が行えるよう、出納金整理簿の記録項目や記録方法の見直しを行った。</p> <p>また、指定金融機関等への払込みの遅延がないよう、払込状況を複数人でチェックする体制とした。</p> <p>上記の見直しを踏まえ、福山市会計規則等に基づく適正な現金取扱事務の遂行のため、2023年（令和5年）6月20日付けで公金取扱マニュアルを改正した。</p>

## 2022年度（令和4年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>松永支所 松永地域振興課                      北部支所 北部地域振興課                      東部支所 東部地域振興課                      神辺支所 神辺地域振興課</p> <p>地域まちづくり推進事業補助について</p> <p>当該補助は、住民主体の地域づくりに向けて、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、各地域振興課所管のまちづくり推進委員会が行う事業に要する経費を補助金として交付するものである。</p> <p>補助金交付に当たっては、「福山市地域まちづくり推進事業実施要綱」等に基づき、審査、交付決定等が行われている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 事業報告書の審査に当たっては、補助対象事業費の精査が不十分な例が見受けられたため、適正な審査事務を実施されたい。</p> <p>② 北部地域振興課においては、変更支出負担行為の際に財政合議がされていなかったため、福山市予算規則に基づき、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2023年度（令和5年度）の事務手続きマニュアルの見直しを行い、申請前に各申請団体（まちづくり推進委員会）に対して説明を行い、適正執行の周知徹底を図った。</p> <p>2022年度（令和4年度）事業報告書及び2023年度（令和5年度）交付申請書の審査に当たっては、新たに作成したチェックリストを活用し、複数体制で適正な審査事務を実施した。</p> <p>② 福山市予算規則の周知徹底を図り、2023年（令和5年）3月以降の補助金交付事務については、適正に財政合議を行っている。引き続き適正な事務処理に努める。</p>

## 2022年度（令和4年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 北部支所

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>新市支所</p> <p>しんいち市民交流センター建築物等定期点検業務について</p> <p>当該業務は、建築基準法第12条第4項に基づき、しんいち市民交流センターに設置される昇降機を除く特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化状況の点検を、有資格者に委託して実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、指名競争入札により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 指名競争入札の実施に当たっては、業務実施に必要な前提条件を含め、福山市契約規則に基づく必要事項の通知を確実に行われたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2023年（令和5年）7月26日実施の指名競争入札に当たっては、業務実施に必要な前提条件など、福山市契約規則に基づく必要事項を参加業者に対して通知した。</p>

## 2022年度（令和4年度）監査における指摘事項の措置通知

教育委員会 管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>施設課</p> <p>教育財産の使用許可に伴う収入事務について</p> <p>当該事務は、施設課が所管する教育財産の目的外使用の許可を行い、その使用料を徴収又は減免するものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>使用料の徴収については、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき、適切な時期に調定し、期限内に徴収されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>教育財産の使用許可に伴う使用料の徴収については、2023年（令和5年）2月から福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき、使用許可をした日に調定し、使用開始日までに納期限を設定し徴収している。</p>

## 2022年度（令和4年度）監査における指摘事項の措置通知

公平委員会

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>公平委員会</p> <p>財務事務について</p> <p>当該事務は、公平委員会の業務に必要な物品の購入、全国公平委員会連合会等の負担金の支出などを行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>負担金の支出負担行為を整理する時期に不整合が見られたため、福山市予算規則に基づき、適切に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2023年度（令和5年度）の負担金の支出負担行為を行うに当たっては、福山市予算規則に基づき、請求のあったときとなるよう、請求書の受付日付で整理している。</p>